

# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

保健所及び神戸市保健センター条例  
施行規則の一部改正（案）について

意見募集期間

令和6年1月15日～2月15日

問い合わせ先

神戸市健康局保健所保健課

口腔保健支援センター

電話 078-322-6370

## 1 意見募集期間

令和6年1月15日（月）～令和6年2月15日（木）

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570（宛先住所記入不要）

神戸市健康局保健所保健課 口腔保健支援センター意見募集あて

(2) ファクシミリによる提出

(078)322-6053

神戸市健康局保健所保健課 口腔保健支援センター意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス:kohkuhoken\_kobe@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市健康局保健所保健課 口腔保健支援センター  
市役所1号館 20階

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

## 3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「保健所及び神戸市保健センター条例施行規則の一部改正（案）」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和6年3月下旬頃（予定）に掲載いたします。  
ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

#### 4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

## 保健所及び神戸市保健センター条例施行規則の一部改正（案）の概要

### 1. 趣旨

神戸市では令和6年4月1日より、神戸市（神戸市保健所）を実施主体とする「口腔がん検診」を開始いたします。

口腔（こうくう）がんは、口や顎の周囲に発生する悪性腫瘍（がん）の総称で、舌がんが約6割を占めます。口腔がんが進行すると、食べる・飲み込む・話すなどの口の機能に影響を及ぼします。手術による後遺症として顔が変形したり、命にもかかわるため、口腔がんの早期発見・早期治療は非常に重要です。

神戸市では令和5年4月に「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第3次）」を策定し、市民の健康寿命の延伸を大目標に、今後5年間に神戸市がめざす歯科口腔保健の方向性を定めました。その中に「がん対策（口腔がん）」も盛り込んでおり、神戸市として口腔がんを早期発見・早期治療できる環境整備を進めてまいります。

「口腔がん検診」については、これまで公益社団法人 神戸市歯科医師会が自主事業として実施し、神戸市が支援を行ってききましたが、神戸市歯科医師会による事業は令和5年度で終了し、令和6年度より神戸市が実施するがん検診事業の一つとして新たにスタートする予定です。

神戸市では今後、口腔がん検診やその他のがん検診（※）等の検診結果、衛生統計などを総合し、地域や年齢層など幅広い切り口から分析・研究を行うことにより、広く市民の皆さんに、健康寿命を延ばすための有益な情報をお伝えします。また、科学的データに基づく効果的な施策や広報の検討を行うとともに、地域の歯科医師にも口腔がん対策にご協力いただくなど、口腔がんの早期発見・早期治療をより一層促進していきます。

（※…胃がん検診・子宮がん検診・肺がん検診・乳がん検診・大腸がん検診）

なお、神戸市のがん検診事業の一つとして実施するにあたり、保健所及び神戸市保健センター条例（平成10年3月条例第66号。以下「条例」といいます。）第4条第1項に基づき、保健所及び神戸市保健センター条例施行規則（平成10年3月規則第92号。以下「規則」といいます。）別表第1に検診料（自己負担金）を定めます。

また、現在保健所で行われていない予防接種の接種料および文書料（診断書に限る）を規則別表第1から削除するとともに、水質検査の手数料を規定する別表第2を削除します。

合わせて、事務手続きの適正化のため、所要の改正を行います。

### 2. 意見公募手続の対象となる施行規則の改正の概要

#### (1) 口腔がん検診

新たな口腔がん検診は、対象年齢を40歳以上の方とし、神戸市保健所が民間団体に委託して実施する予定です。

条例第4条第1項において、地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第8条第1項第1号に掲げる業務（検査等）を受ける者は、規則第2条の定めによる使用料等を納付することとされています。

規則第2条では、使用料等は医科診療報酬点数表・歯科診療報酬点数表に基づき算定した額の8割相当額とし、ただし、別表第1に定めるものについては、同表に定める額としています。

口腔がん検診については、

①健康寿命延伸の事業目的に鑑み、受診抑制につながらないよう、低廉な負担額とする。

②他の政令指定都市における同種事業の負担額を参考にする。

などの観点から、歯科診療報酬点数表に基づき算定した額の約2割に相当する500円を自己負担額として設定し、規則別表第1に定めることとします。

#### (2)別表の改正

①予防接種については、接種液の進歩等により、医療機関での個別接種が原則となり保健所で集団接種が行われなくなったことから規則別表第1から削除します。

②文書料（診断書に限る）については、現在保健所では直営の健康診断を実施していないため、規則別表第1から削除します。

③水質検査については、上水道の普及状況の向上により、井戸水等の検査の必要性が低くなり、現在保健所で行われていないことから、規則別表第2から削除します。これに伴い、別表第2について規定した第2条第2項を削除します。

#### (3)事務手続きの適正化

規則第4条第2項で使用料等の減免手続きについて定めていますが、この手続きを簡素化するため、減免手続きを省略できる場合に関する規定を設けます。合わせて、様式の改正も行います。

### 3. 施行予定日

令和6年4月1日

※なお、口腔がん検診に関する改正は、神戸市会 令和6年第1回定例会 2月議会において「令和6年度 神戸市一般会計予算」が議決、成立した場合にのみ適用されます。

#### **【参考】神戸市における他のがん検診の検診料（規則別表第1より抜粋）**

胃がん検診（胃部エックス線検査）	600円
“（内視鏡検査）	2,000円
子宮がん検診	1,700円
肺がん検診	1,000円
乳がん検診（50歳未満）	2,000円
“（50歳以上）	1,500円
大腸がん検診	500円